

江戸川区人事行政の運営等の状況

職員の任免および職員数に関する状況（19年度）

1 採用の状況

	事務	土木造園	建築	機械	電気	衛生監視	保健師	合計
類	8人	2人	4人	1人	3人	2人	1人	21人
類	10人							10人
合計	18人	2人	4人	1人	3人	2人	1人	31人

2 退職の状況

定年退職	勸奨退職	普通退職	合計
122人	42人	35人 (3人)	199人 (3人)

(注) ()は死亡退職数で内書きです。

3 昇任選考の状況

(1) 総括係長職昇任選考

選考対象資格及び選考方法

選考対象資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者のうち、平成20年3月末日現在、4級職に7年以上在職し、年齢が42歳以上58歳未満の者	勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 技術系：土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、 歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師

実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
192人		192人		19人	9.9%

(2) 係長職昇任選考

受験資格及び選考方法

選考種別	受験資格	選考方法
一般	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成20年3月末日現在、主任主事の職に在職する期間が5年以上で、年齢50歳未満の者	筆記考査、勤務評定、面接
長期	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成20年3月末日現在、2級職以上の職の在職期間が15年以上で、そのうち主任主事の職に在職する期間が7年以上の、年齢50歳以上58歳未満の者	自己申告、勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 技術系：土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、 歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師
----	--

実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
1,085 人	243 人	231 人	95.1%	37 人	16.0%

(3) 主任主事昇任選考

受験資格及び選考方法

選考種別	受験資格	選考方法
短期	別表の職種の職務に従事する者で、平成 20 年 3 月末日現在、2 級職に 6 年以上在職し、年齢 50 歳未満の者	勤務評定、筆記
長期 A	別表の職種の職務に従事する者で、平成 20 年 3 月末日現在、2 級職に 12 年以上在職し、年齢 39 歳以上 56 歳未満の者	勤務評定
長期 B	別表の職種の職務に従事する者で、平成 20 年 3 月末日現在、2 級職に 5 年以上在職し、年齢 55 歳以上の者	勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 技術系：土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、 歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師
----	--

実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
512 人	365 人	356 人	69.5%	87 人	17.0%

(4) 統括技能長職昇任選考

選考対象資格及び選考方法

選考対象資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成 20 年 3 月末日現在、技能長の職に 3 年以上在職し、年齢が 58 歳未満の者	勤務評定、面接

別表	技能系：技能、技能、技能、技能、技能、技能 業務系：事務（業務）、業務
----	--

実施状況（H19 年度は実施せず）

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
人		人		人	%

(5) 技能長職昇任選考

選考対象資格及び選考方法

選考対象資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成 20 年 3 月末日現在、技能主任の職に 4 年以上在職し、年齢が 58 歳未満の者	勤務評定、筆記、面接

別表	技能系：技能、技能、技能、技能、技能、技能 業務系：事務（業務）、業務
----	--

実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
20 人		1 人		1 人	100.0%

(6) 技能主任職昇任選考

受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成 20 年 3 月末日現在、1 級職に 19 年以上在職し、年齢 42 歳以上 58 歳未満とする。	勤務評定、筆記、面接

ただし、技能・については、1 級職 16 年以上、年数の下限は適用しない。

別表	技能系：技能、技能、技能、技能、技能、技能 業務系：事務（業務）、業務
----	--

実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
365 人	232 人	232 人	100.0%	36 人	15.5%

(7) 2 級職昇任選考

選考資格及び選考方法

選考資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する 1 級職の職員で、平成 20 年 3 月末日現在、次の表の区分による 1 級職の在職年数を満たす者	勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 一般技術系：土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、学芸研究、 医療技術系：診療放射線、歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、 保健師、看護師
----	---

資格の基礎となる採用区分	1 級職の在職年数	
類	1 年以上	
類	短大 3 卒	2 年以上
	短大 2 卒	3 年以上
類	高等学校卒業後 1 年間の養成施設等を修了した者	4 年以上
	その他	5 年以上

実施状況

有資格者数	受験者数	合格者数
29 人	29 人	27 人

4 組織別職員数（各年4月1日現在、単位＝人）

	20 年度	19 年度	増減数
経営企画部	75	101	26
総務部	200 (6)	208 (6)	8 (0)
環境促進事業団	48	52	4
都市開発部	139 (4)	135 (2)	4 (2)
環境部	320 (31)	342 (16)	22 (15)
文化共育部	130 (8)		130 (8)
生活振興部	378 (2)	392 (1)	14 (1)
福祉部	367 (13)	368 (8)	1 (5)
子ども家庭部	937 (20)	999 (15)	62 (5)
健康部	265 (5)	263 (2)	2 (3)
土木部	257 (9)	263 (2)	6 (7)
会計室	19	19	0
教育委員会事務局	724 (49)	859 (30)	135 (19)
監査委員事務局	7	7	0
選挙管理委員会事務局	9	10	1
区議会事務局	15	15	0
合 計	3,890 (147)	4,033 (82)	143 (65)

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、環境促進事業団などへの派遣職員を含みます。ただし、臨時職員を除きます。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員の数で、職員数に含まれていません。

5 人事交流の状況

東京都及び特別区間人事交流については、次のとおりである。

職 種	転入者数	転出者数	
一般	事務	1 人	1 人
	福祉	0 人	1 人
	保育士	3 人	2 人
	土木技術	0 人	1 人
	衛生監視	1 人	1 人

職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算、単位 = 千円)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B / A)	(参考) 18年度の 人件費率
19年度	647,808人 (20年4月1日現在)	209,826,103	7,233,334	40,464,804	19.3%	19.3%

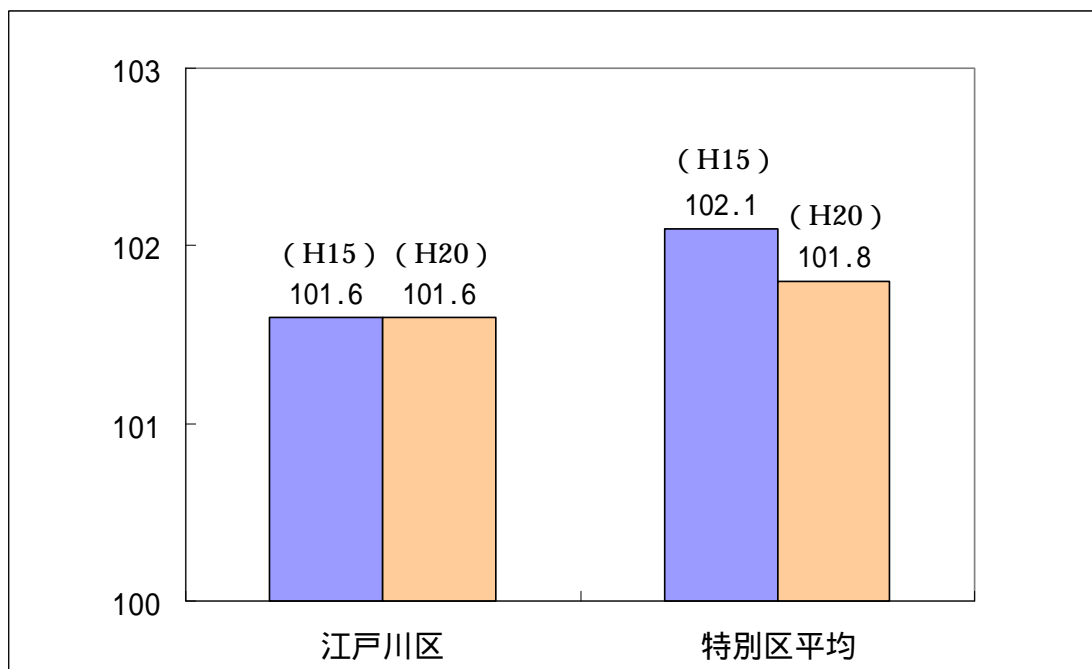
(注) 人件費には、特別職の報酬、事業団などへの派遣職員の給与を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算、単位 = 千円)

区分	職員数 (A)	給与費				一人あたりの 給与費 (B / A)	(参考)特別区 一人あたり 平均給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計(B)		
20年度	3,730人 (147)	15,666,370	5,107,202	7,163,754	27,937,327	7,490	7,136

- (注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。
 2 職員数には、事業団などへの派遣職員を含みます。
 3 職員手当には、退職手当は含みません。
 4 ()内は、再任用短時間勤務職員の数で、職員数に含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 給与改定の状況（平成 20 年度における特別区人事委員会の勧告内容）

月例給

区 分	人事委員会の勧告				(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較 差 (A) - (B)	勧 告 (改定率)	
20 年度	432,687 円	432,612 円	75 円 (0.02%)	0%	0%

(注) 1 民間給与、公務員給与は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

2 民間給与、公務員給与ともに本年度の新規採用者は含まれていません。

特別給

区 分	人事委員会の勧告					(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 (A)	公務員の支 給月数 (B)	較 差 (A) - (B)	勧 告 (改定月数)	年間支給月数	
20 年度	4.51 月	4.50 月	0.01 月	0 月	4.50 月	4.50 月

(注) 1 民間の支給割合は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、公務員の支給月数は、期末手当および勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均給料月額・平均給与月額および平均年齢の状況(20 年 4 月 1 日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
江戸川区	43 歳 6 月	346,538 円	490,920 円	411,300 円
都	43 歳 4 月	350,724 円	474,047 円	424,745 円
国	41 歳 1 月	325,113 円	387,506 円	

(注) 1 一般行政職とは、一般事務・社会教育の事務系、保育士・児童指導などの福祉系および土木・建築などの一般技術系の職務に従事する職員です。

2 給料とは、給料表に定められている金額をいい、民間の基本給に相当します。

3 給与とは、給料に扶養手当・住居手当などの諸手当を加えたものです。

4 平均給与月額(国ベース)は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

技能職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
江戸川区	47 歳 1 ヶ月	938 人	313,307 円	418,476 円	375,847 円
うち学校給食員	47 歳 0 ヶ月	198 人	297,201 円	375,333 円	353,471 円
うち自動車運転手	51 歳 4 ヶ月	6 人	323,733 円	418,245 円	392,027 円
うち守衛	59 歳 1 ヶ月	8 人	351,050 円	496,224 円	418,326 円
うち清掃職員	43 歳 9 ヶ月	259 人	332,281 円	468,200 円	407,062 円
うち用務員	48 歳 3 ヶ月	248 人	300,150 円	394,602 円	356,684 円
都	46 歳 8 ヶ月	2,017 人	322,550 円	424,491 円	389,865 円
国	48 歳 11 ヶ月	4,784 人	284,679 円		320,623 円

民 間			参 考
対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
調理師	37 歳 6 ヶ月	303,100 円	1.24
自家用乗用自動車運転者	59 歳 4 ヶ月	307,500 円	1.36
守衛	58 歳 2 ヶ月	316,400 円	1.57
廃棄物処理業従業員	43 歳 7 ヶ月	299,700 円	1.56
用務員	53 歳 11 ヶ月	225,900 円	1.75

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
江戸川区			
うち学校給食員	6,077,523 円	4,152,700 円	1.46
うち自動車運転手	6,943,709 円	4,382,000 円	1.58
うち守衛	7,672,462 円	4,371,200 円	1.76
うち清掃職員	7,449,770 円	4,170,000 円	1.79
うち用務員	6,317,391 円	3,227,400 円	1.96

- (注) 1 民間データは厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」において公表されているもので、数値は、いずれの職種も平成 17 年～平成 19 年の 3 ヶ年平均です。
- 2 技能職の職種と民間の職種などの比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態などの点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの公務員 (C) および民間 (D) のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

教育職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江戸川区	47歳1月	398,518円	514,208円

(2) 職員の初任給の状況(20年4月1日現在)

区分		江戸川区	国
一般行政職	類(大卒程度)	181,200円	種 181,200円 種 172,200円
	類(高卒程度)	143,000円	140,100円
技能職		134,900円	
教育職	大学卒	193,000円	
	短大卒	175,700円	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(20年4月1日現在)

区分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般行政職	大学卒	279,793円	332,781円	381,500円
	高校卒	228,072円	277,833円	326,039円
技能職	高校卒	218,820円	261,146円	305,150円

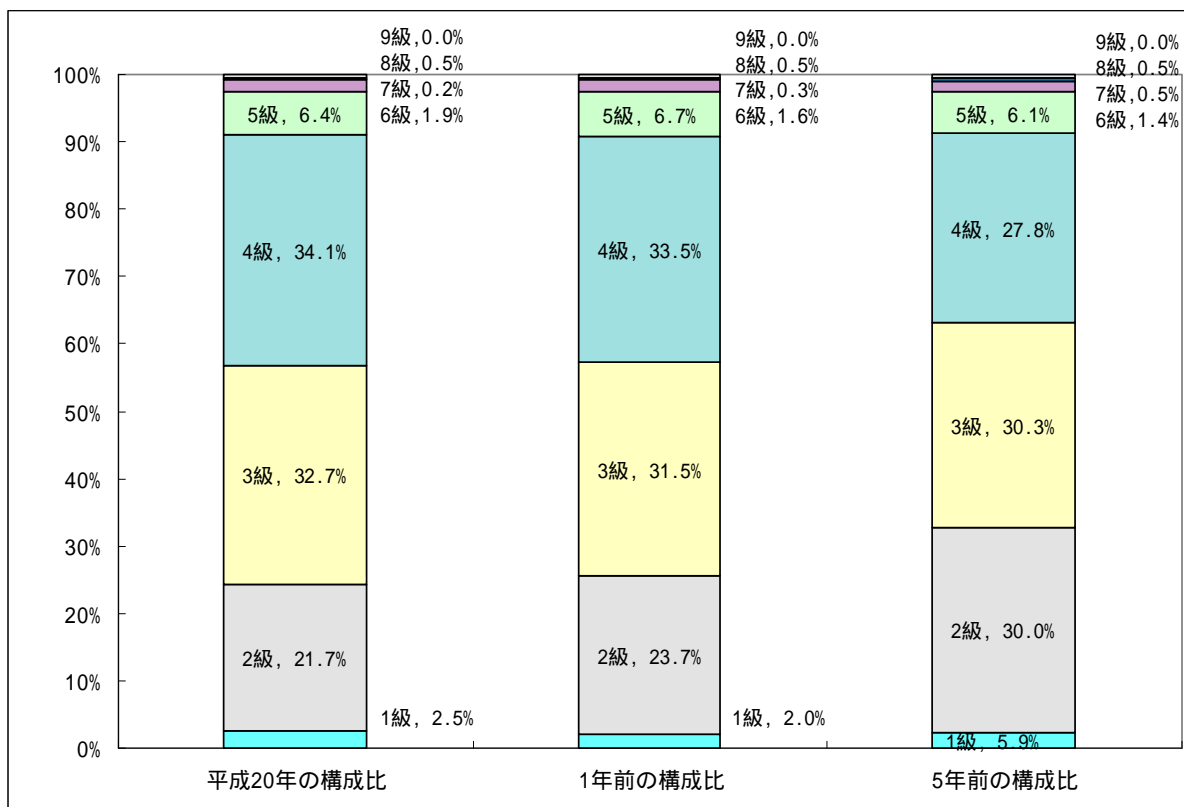
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	重要業務所掌部長	0人	0.0%
8級	部長	13人	0.5%
7級	統括課長	9人	0.3%
6級	課長	47人	1.8%
5級	総括係長	170人	6.4%
4級	係長	905人	34.1%
3級	主任主事	868人	32.7%
2級	主事	576人	21.7%
1級	主事	67人	2.5%

(注) 1 江戸川区の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な役職名です。



(注) は旧1級、旧2級の合計です。

4 昇給の状況

区分		合計
19年度	職員数(A)	3,818人
	昇給区分が「極めて良好」または「特に良好」により昇給した職員数(B)	689人
	比率(B / A)	18.0%
18年度	職員数(A)	3,942人
	昇給区分が「極めて良好」または「特に良好」により昇給した職員数(B)	711人
	比率(B / A)	18.0%

(注) 18年度より昇給制度が改正されました。昇給区分が「極めて良好」の者は8号、「特に良好」の者は6号の昇給幅となります。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

江戸川区		国	
1人あたり平均支給額(19年度) 1,783千円			
(19年度支給割合)		(19年度支給割合)	
期末手当 3.0月分 (1.6月分)	期末手当 1.45月分 (0.75月分)	期末手当 3.0月分 (1.6月分)	勤勉手当 1.5月分 (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・職務加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) 1 勧告前の数字です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成20年4月1日現在)

江戸川区			国		
支給率	自己都合	勧奨・定年	支給率	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	24.25月	34.25月	勤続20年	23.5月	30.55月
勤続25年	32.5月	44.5月	勤続25年	33.5月	41.34月
勤続35年	49.75月	59.2月	勤続35年	47.5月	59.28月
最高限度額	50.0月	59.2月	最高限度額	59.28月	59.28月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人あたり平均支給年額	5,156千円	23,932千円	1人あたり平均支給年額		

(注) 退職手当の一人あたり平均支給額は、19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)			2,098,945千円
支給職員1人あたり平均支給年額(19年度決算)			562,720円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
江戸川区	14.5%	3,730人	地域区分により18%~0% ただし経過措置中につき16%~0%

(注) 地域手当とは、民間における賃金や物価などに関する事情を考慮して支給される手当です。

(4) 特殊勤務手当(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		75,162千円	
受給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		143,713円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)		13.5%	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特定危険現場作業手当	工事の監督又は検査の業務に従事する職員	地上十メートル以上の足場の不安定な箇所で工事監督又は検査業務に従事	1日につき400円を越えない範囲内
	昇降機の検査業務に従事する職員	乗用貨物用昇降機、エスカレーター又は小荷物専用昇降機の検査業務に従事	1台につき400円を越えない範囲内
福祉訪問等業務手当	福祉に関する事務所、福祉部介護保険課、障害者福祉課、子ども家庭部保育課に勤務する訪問員、指導員等	生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法及び老人福祉法に定める業務を行うための家庭訪問や面接、母子及び寡婦福祉法若しくは売春防止法に定める相談業務に従事	1日につき450円を越えない範囲内
感染症接触手当	保健所その他の施設に勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症及び二類感染症の患者(準ずるもの)に接触する業務に従事	1日につき660円を越えない範囲内
有害薬物取扱手当	保健所に勤務する職員	規則で定める有害な薬物を使用し、又はガスとして発生させ、試験、研究、検査又は作業業務に従事	1日につき200円を越えない範囲内
心身障害者授産施設等業務手当	心身障害者授産施設に勤務する職員	授産指導又は生活指導の業務に従事	1日につき230円を越えない範囲内
	心身障害者(児)更生施設に勤務する職員	通所者の指導等の業務に従事	
清掃業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務又はこれに密接に関連する業務に従事	1日につき700円を越えない範囲内
		前項の職員が廃棄物の収集作業又は自動車による運搬作業の業務に従事	1日につき300円を越えない範囲内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	1,342,021千円
職員1人あたり支給年額(19年度決算)	346千円
支給実績(18年度決算)	1,194,476千円
職員1人あたり支給年額(18年度決算)	296千円

(6) その他の手当(平成 20 年 4 月 1 日現在)

手当名	江戸川区		国		支給実績 (19 年度決算)	支給職員 1 人あ たり平均支給年 額(19 年度決算)
扶養手当	配偶者	13,700 円	配偶者	13,000 円	290,891 千円	178,570 円
	配偶者を欠く第一子	13,700 円	配偶者を欠く第一子	11,000 円		
	配偶者以外の扶養	5,500 円	配偶者以外の扶養	6,500 円		
	親族のうち二人まで		親族のうち二人まで			
	その他の扶養親族	5,500 円	その他の扶養親族	6,500 円		
	16~22 歳の子の加算	4,000 円	16~22 歳の子の加算	5,000 円		
住居手当	扶養親族を有する者	8,800 円	自己所有住宅	2,500 円	236,975 千円	99,028 円
	扶養親族を有しない者	8,300 円	賃貸住宅	27,000 円限度		
通勤手当	交通機関利用者	原則 6 ヶ月定期券額を 支給(55,000 円限度)	交通機関利用者	原則 6 ヶ月定期券額を 支給 55,000 円限度	399,026 千円	122,250 円
	交通用具使用者	通勤距離に応じて支給	交通用具使用者	通勤距離に応じて支給		

6 特別職の報酬等の状況(平成 20 年 4 月 1 日現在)

		給料月額等		(参考 類似団体における最高/最低額)
給料	区 長	1,096,200 円	1,254,000 円/1,013,000 円	
	副 区 長	835,050 円	1,006,700 円/829,800 円	
報 酬	議 長	956,000 円	956,000 円/882,000 円	
	副 議 長	807,000 円	815,000 円/755,000 円	
	議 員	621,100 円	623,000 円/588,200 円	
期 末 手 当	区 長	(20 年度支給割合)		(19 年度支給割合)
	副 区 長	6 月期	1.65 月	1.65 月
	議 長	12 月期	1.65 月	1.65 月
	副 議 長	3 月期	0.25 月	0.25 月
	議 員	計	3.55 月	3.55 月
退 職 手 当		算定方式	1 期の手当額	支給時期
	区 長	1,218,000 円 × 500/100 × 4 年	24,360,000 円	任期満了時
	副 区 長	879,000 円 × 340/100 × 4 年	11,954,400 円	

(注)1 区の財政状況を鑑み、支給額(給料月額)を削減しています。

13 年 1 月 1 日から 区長(10%)・副区長(5%)

2 退職手当の 1 期の手当額は、4 月 1 日現在の給料月額および支給率に基づき、1 期(4 年)勤めた場合における退職手当の見込額です。

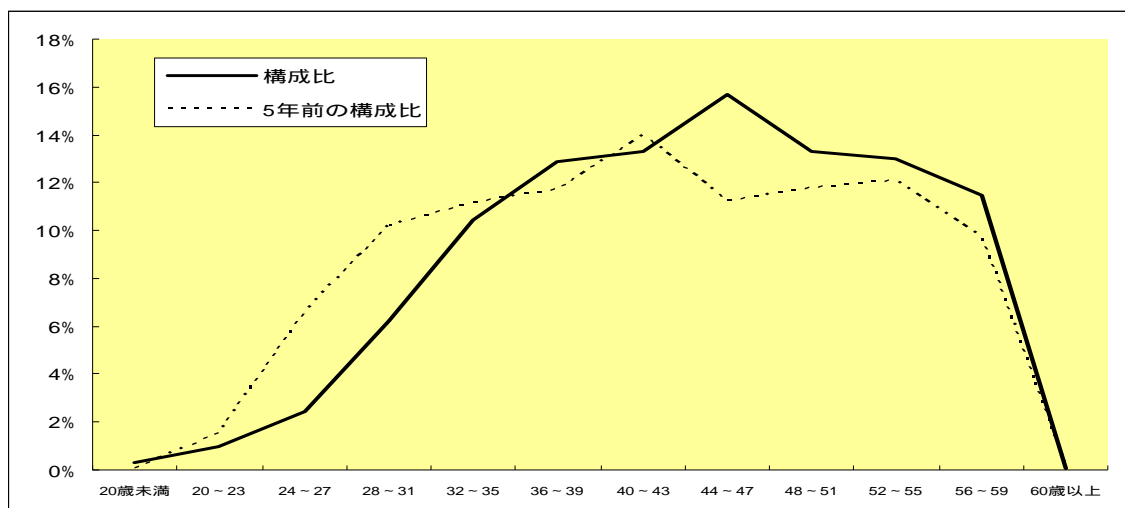
7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在、単位=人)

区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
部門		20年度	19年度		
一般行政部門	議会	15	15	0	
	総務	521	526	5	事務の民間委託など
	税務	105	109	4	事務の統廃合・縮小など
	民生	1,425	1,478	53	事務の民間委託など
	衛生	530	556	26	〃
	労働	9	10	1	
	農林水産	7	7	0	
	商工	18	19	1	
	土木	430	438	8	事務の統廃合・縮小など
	小計	3,060 (93)	3,158 (50)	98 (43)	
特別行政部門	教育	670 (50)	721 (30)	51 (20)	事務の民間委託など
普通会計 計		3,730 (143)	3,879 (80)	149 (63)	
公営企業等 会計部門	そのほか	160 (4)	154 (2)	6 (2)	業務増など
合計		3,890 (147)	4,033 (82)	143 (65)	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、事業団などへの派遣職員を含みます。ただし、臨時職員を除きます。
- 2 ()内は、再任用短時間勤務職員の数で、職員数に含まれていません。
- 3 公営企業等会計部門とは、国民健康保険事業や介護保険事業などです。

(2) 年齢別職員構成の状況(20年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数(人)	11	39	94	243	406	500	517	609	517	506	446	2	3,890

職員の勤務時間そのほかの勤務条件の状況（19年度）

1 正規の勤務時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後0時45分まで	午後0時45分から午後1時まで 午後3時から午後3時15分まで

2 勤務時間の弾力的措置

昼休み時間帯に来客が多い職場を中心に、職員間で昼休み時間帯をずらす交替勤務制度を実施しています。

< 代表的な例 > 区民課、各事務所、課税課、納税課、生活援護第一課・第二課、各図書館など

3 週休日および休日

種別	意義
週休日	労働基準法第35条の休日にあたるもので、正規の勤務時間が割り振られておらず、職員に勤務する義務が課せられていない日
休日	正規の勤務時間は割り振られているが、特に勤務を命ぜられる場合を除き、勤務することを要しない次に掲げる日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始の休日(12月29日~1月3日) 国の行事の行われる日で、人事委員会の承認を得て、区規則で定める日

4 休暇制度

(1) 制度概要

種類	意義	日数など
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持向上を図ることを目的として与えられる休暇	1年(暦年)について20日 (ただし、新規採用職員と再任用短時間勤務職員を除く)
病気休暇	職員が疾病又は負傷のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	療養のための必要最小限度の期間(原則として、日を単位)
公民権行使等休暇	職員が公民としての権利の行使又は公の職務の執行を行うための休暇	必要と認められる時間
妊娠出産休暇	出産の前後における女性職員の母体保護のため、労働基準法第65条に規定する産前産後の休養として与える休暇	妊娠中及び出産後の引き続き16週間以内(多胎妊娠の場合は、24週間)
妊娠初期休暇	妊娠初期の女性職員が、妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合における休暇	引き続き7日以内の範囲において日を単位で1回に限る
母子保健健診休暇	妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査又は保健指導を受けるための休暇	健康診査又は保健指導を受けるために、必要と認められる時間

妊婦通勤時間	妊娠中の女性職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇	勤務時間の始め又は終わりにそれぞれ 30 分又は 1 日 60 分以内で、必要と認められる時間
育児時間	生後 1 年 3 月に達しない生児を育てる職員に対して、保育のために休憩時間及び休憩時間とは別に勤務時間中に与えられる休暇	1 日 2 回それぞれ 45 分を原則（1 回の最低承認単位は 30 分）
出産支援休暇	男性職員がその配偶者の出産にあたり、子の養育その他家事等を行うための休暇	出産の前後を通じ、日を単位として 2 日以内
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇	職員が請求した日数
慶弔休暇	職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	結婚休暇:引き続き 7 日以内 忌引き:親族によって異なる日数
災害休暇	職員の現住居が地震、水害、火災その他の自然災害により滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	日を単位として 7 日以内
夏季休暇	夏季の期間(7/1~9/30)において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	原則として、日を単位として 5 日以内
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	1 年(暦年)において 5 日の範囲内で必要と認められる期間
リフレッシュ休暇	職業生活における一定の時期に心身の活力を回復及び増進し、又は自己啓発に努めることにより、公務能率の向上に資するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	日を単位として引き続き 3 日以内(満 53 歳) 日を単位として引き続き 2 日以内(満 43 歳)
子の看護のための休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	1 年(暦年)につき、日を単位として 5 日以内
介護休暇	配偶者又は父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間内において必要と認められる期間

(2) 年次有給休暇の取得状況(19年1月～12月)

平均取得日数	取得率
14.1日	37%

(3) 病気休暇の取得状況

取得者数
214人

(4) 介護休暇の取得状況

取得者数
3人

(5) 育児休業の取得状況

19年度の新規取得者数			前年度からの継続取得者数		
男	女	合計	男	女	合計
2人	71人	73人	0人	52人	52人

職員の懲戒処分および分限(病気休職など)の状況(19年度)

1 職員の懲戒処分の状況

懲戒とは、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合になされる処分で、職員の道義的責任を問うことにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としている。

懲戒処分者数

免職	停職	減給	戒告	合計
1人	2人	1人	4人	8人

2 職員の分限処分(病気休職など)の状況

分限とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合などに、公務能率の維持と向上を図ることを目的とした処分である。

分限処分者数

免職	降任	休職	降給	合計
0人	0人	46人	0人	46人

職員のサービスの状況（19年度）

1 サービスの基準

地方公務員法第30条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定めている。これは、公僕としての職員のサービスの根本基準を明らかにしたものであり、憲法第15条第2項が「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定しているところを受けたものである。

2 種類

区分	内容
サービスの宣誓	特定の人が地方公務員になるにあたっては、誠実かつ公正に職務を執行することを住民全体に対して誓わなければならない。
法令及び上司の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
職務に専念する義務	職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないとされている。
秘密を守る義務	職員は、在職中であると退職後であるとを問わず、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
政治的行為の制限	職員は、特定の政治的行為について、これを行うことを禁止されている。
争議行為等の禁止	職員は、使用者たる住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をすること、また、地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をすることを禁止されている。
営利企業等の従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員になるとき、自ら営利を目的とする私企業を営むとき、又は報酬を得て何らかの事業若しくは事務に従事するときは、任命権者の許可を受けなければならない。

3 職員の兼業許可の状況

件数
126件（49人）

主に勤務時間内・外において、外部機関の要請により報酬を得て講演を行う場合などです。

職員の研修および勤務成績の評定の状況（19年度）

1 研修の状況

江戸川区実施研修

区分	回数	人数
新任研修	1	31
職層研修	14	393
接遇研修	5	133
実務研修	4	182
特別研修	15	2,147
派遣研修	326	1,521
職場研修等	33	2,762
合計	398	7,169

2 勤務成績の評定

(1) 一般職員

業績評定（設定した目標の達成度）と行動評定（職務遂行過程で現れた行動等）の観点から評定を実施しています。

(2) 管理職員

職務の困難度や責任の度合いを総合的に判断し、定期評定を実施しています。なお、評定結果は、翌年度の勤勉手当に反映しています。

< 勤勉手当の成績率 >

勤務評定の5段階相対評価	成績率の段階	各段階の割合
5	最上位	1050/1000
4	上位	1025/1000
3	中位	1000/1000
2	下位	975/1000
1	最下位	950/1000

職員の福利厚生制度

1 福利厚生制度の概要

職員の福利厚生については、地方公務員法、地方公務員等共済組合法に基づいて実施しています。

2 東京都職員共済組合

職員の納付する掛金と地方公共団体の支出する負担金を財源として職員の病気・負傷・休業・退職などに関して、短期給付および長期給付事業を行っています。

事業名	内容
短期給付事業	<p>この事業は、健康保険に該当するもので「法定給付」と「附加給付」等があります。法定給付は、法律で給付の種類や内容が定められたもので、どの地方公務員共済組合でも同じ給付内容ですが、附加給付等は、法令の定める基準に従って、財政事情などを考慮しながら、各共済組合の定款で定めて実施しているものです。</p> <p>< 内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産又は死亡に関する給付 組合員の休業に関する給付 組合員とその被扶養者の災害に関する給付
長期給付事業	<p>この事業は、組合員等を対象としている他の二つの事業とは異なり、組合員が退職（又は死亡）した後に給付の対象となります。永年勤続した後に退職したときや在職中の傷病がもとで心身に障害が生じて退職したとき、又は死亡したときに、退職後の生活やあとに残された家族（遺族）の生活の安定を図るため、年金などの支給を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職共済年金：生年月日に応じた支給開始年齢から受けられる別個の給付による退職共済年金、特例による退職共済年金及び 65 歳から受ける本来の退職共済年金とに分けられます。（経過措置があります。） 障害共済年金：組合員である期間に初診日の属する傷病により、一定の障害状態になったときに支給 障害一時金：組合員である期間に初診日の属する公務外の傷病により退職した場合で、障害共済年金に該当しない程度の一定の障害状態にあるとき支給 遺族共済年金：組合員、元組合員（退職しているが、まだ年金を受給していない方）及び年金受給者が死亡した時に、その遺族（配偶者、子、父母、孫及び祖父母）に支給されます。
福祉事業	<p>この事業は、短期、長期の給付事業以外に、組合員とその家族がより健康で豊かに生活できるような事業を行うものですが、（財）東京都福利厚生事業団など他の団体で実施している事業も考慮して、都共済では、人間ドッグなどの保健事業、保養施設運営の保養事業、その他貸付事業等を行っています。</p>

3 特別区職員互助組合

23区全体の職員数のスケールメリットを活かして、各区の職員の互助事業を行っています。事業としては、相談事業・保険事業などがあります。必要な経費については、職員が負担する会費により運営されます。

事業名	内容
保険関係事業	団体契約保険(生命保険・損害保険・積立年金保険)、団体取扱保険等
ライフプラン事業	ライフプランセミナー等
相談事業	職員相談室
会員制宿泊施設	宿泊施設・スポーツ施設
生活支援・ リフレッシュ事業	指定店、割引施設等

4 江戸川区職員厚生会

職員の相互扶助・親睦などの事業を行っています。必要な経費については、職員が負担する会費で運営されています。

事業名	内容
給付事業	弔慰金、災害見舞金、傷病見舞金等
貸付事業	生計資金貸付金、住宅資金貸付金
助成事業	自己啓発助成、クラブ助成、各種大会助成等

職員の健康管理および制服の貸与

職員の健康管理については、労働安全衛生法などに基づいて健康診断を実施しています。また、サービス向上などのために、制服を貸与しています。

1 職員の健康診断の状況(19年度)

種別	受診者数
定期健康診断	4,589人

2 公務災害の状況(19年度)

内容	認定件数
公務災害	43
通勤災害	9

3 制服の貸与状況(19年度)

種別	種類
事務服系	2
作業着系	30
清掃職員安全着	9

特別区人事委員会の業務状況の報告

特別区職員の給与・任用などについて、客観性や公平性を保つために特別区人事委員会が設置されています。この人事委員会の事業などについて公表します。

職員の競争試験及び選考の状況(19年度)

1 採用試験等

(1) 受験資格等

		国籍要件	年齢	資格・免許	その他	
類	事務	有	22歳以上 28歳未満		<ul style="list-style-type: none"> ・活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。 	
	土木造園(土木)					
	土木造園(造園)					
	建築					
	機械					
	電気					
類	福祉	無	22歳以上 30歳未満	社会福祉士、児童指導員または保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者	<ul style="list-style-type: none"> ・22歳未満の者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人、または、これと同等の資格があると人事委員会が認める人 	
	衛生監視(衛生)	有		食品衛生監視員及び環境衛生監視員		
	衛生監視(化学)					
	保健師	無		22歳以上 40歳未満		保健師
類	事務	有	18歳以上 22歳未満		活字印刷文による出題に対応できる人	
身障注1	事務	有	18歳以上 28歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・特別区の区域内に住所を有する人 ・自力通勤ができ、かつ介護者なしに職務遂行が可能な人 ・通常の勤務時間に対応できる人 ・活字印刷文による出題に対応できる人 		
経験者 2級	事務	有	28歳以上 32歳未満	務民間等での業務従事歴4年以上	<ul style="list-style-type: none"> ・活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。 	
	土木造園(土木)			当該職種に關係する業務に従事		
	建築					
経験者 3級	事務		32歳以上 37歳未満	従事歴8年以上	民間等での業務に従事歴8年以上	<ul style="list-style-type: none"> ・活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。
	土木造園(土木)					
	建築					
	機械					
	電気					

注1 「身体障害者を対象とする採用選考」の略

(2) 日 程

区分	類	類	身障選考	経験者
告示	3月23日	6月12日	8月9日	6月12日
第1次試験 (筆記)	5月6日	9月16日	10月14日	9月16日
第1次試験 合格発表	6月15日	10月22日	11月5日	10月22日
第2次試験 (面接)	6月25日～ 7月18日	10月29日 ・30日	11月14日 ・29日	11月3日 ～11月25日
最終合格発表	8月3日	11月15日	12月13日	12月6日

(3) 特別区職員採用試験実施状況

単位：人、%

採用区分	職 種 (試験区分)	申込者数			受験者数			最終合格者数			
		19 年度	18 年度	比 較 増 減	19 年度	18 年度	比 較 増 減	19 年度	18 年度	比 較 増 減	
類	事 務	7,518	7,789	-3.5%	5,847	5,972	-2.1%	964	758	27.2%	
	土木造園 (土 木)	423	383	10.4%	315	266	18.4%	121	138	-12.3%	
	土木造園 (造 園)	91	-	皆増	82	-	皆増	19	-	皆増	
	建 築	196	183	7.1%	146	153	-4.6%	81	75	8.0%	
	機 械	66	88	-25.0%	49	68	-27.9%	18	18	0.0%	
	電 気	72	111	-35.1%	55	69	-20.3%	14	20	-30.0%	
	福 祉	280	213	31.5%	216	153	41.2%	22	5	340.0%	
	衛生監視 (衛 生)	207	158	31.0%	164	111	47.7%	67	38	76.3%	
	衛生監視 (化 学)	102	146	-30.1%	68	97	-29.9%	11	16	-31.3%	
	保健師	485	440	10.2%	413	373	10.7%	110	69	59.4%	
小 計	9,440	9,511	-0.7%	7355	7,262	1.3%	1,427	1,137	25.5%		
類	事 務	1,852	1,472	25.8%	1415	1,081	30.9%	288	252	14.3%	
身体障害者を対象とする採用選考		事 務	70	70	0.0%	59	67	-11.9%	15	18	-16.7%
経験者	2 級 職	事 務	1,214	-	皆増	638	-	皆増	192	-	皆増
		土木造園 (土 木)	79	-	皆増	48	-	皆増	24	-	皆増
		建 築	43	-	皆増	19	-	皆増	12	-	皆増
		小 計	1,336	-	皆増	705	-	皆増	228	-	皆増
	3 級 職 (主任主事)	事 務	1,781	-	皆増	1084	-	皆増	51	-	皆増
		土木造園 (土 木)	199	-	皆増	137	-	皆増	10	-	皆増
		建 築	115	-	皆増	84	-	皆増	38	-	皆増
		機 械	36	-	皆増	28	-	皆増	8	-	皆増
		電 気	48	-	皆増	29	-	皆増	9	-	皆増
		小 計	2,179	-	皆増	1,362	-	皆増	116	-	皆増
	3 級 職 (主任主事)	事 務	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		土木造園 (土 木)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		建 築	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		機 械	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		電 気	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合 計		14,877	11,053	34.60%	10,896	8,410	29.60%	2,074	1,407	47.40%	

2 採用選考等

平成19年度人事委員会が実施した江戸川区の採用選考等の実施状況は次のとおりである。

指導室長・医師

区 分	合格者数
指導室長	0 人
医師（課長級以上）	0 人
計	0 人

一般職の任期付職員の採用選考

採用職層	採用承認人数
係長職	0 人
総括係長	0 人
課長級	0 人
統括課長	0 人
部長級	0 人

3 管理職選考

(1) 受験資格及び選考方法

類（受験資格）要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成20年3月末日現在、年齢55歳未満で、主任主事以上の在職期間が6年以上の人。

（選考方法）筆記考査（択一・記述・論文）、勤務評定、口頭試問、適性評定（技術のみ）

類（受験資格）要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成20年3月末日現在、年齢47歳以上56歳未満で、総括係長の在職期間が1年以上の人。

（選考方法）筆記考査（論文）、勤務評定、口頭試問

(2) 実施状況（23区・特別区人事厚生事務組合・特別区競馬組合・東京二十三区清掃一部事務組合の合計）（単位：人、％）

		有資格者数 A	申込者数 B	申込率 B/A	受験者数 C	受験率 C/B	口頭試問 進出者数 D	口頭試問 進出率 D/C	合格者数 E	合格率 E/C
類	事務	18,677	768	4.1	568	74.0	203	35.7	94	16.5
	技術	789	97	12.3	60	61.9	14	23.3	10	16.7
	技術	494	56	11.3	32	57.1	14	43.8	10	31.3
	技術	1,394	34	2.4	27	79.4	8	29.6	4	14.8
	技術計	2,677	187	7.0	119	63.6	36	30.3	24	20.2
	計	21,354	955	4.5	687	71.9	239	34.8	118	17.2
類	事務	1,005	199	19.8	163	81.9	124	76.1	57	35.0
	技術	211	40	19.0	33	82.5	8	24.2	8	24.2
	計	1,216	239	19.7	196	82.0	132	67.3	65	33.2
合計		22,570	1,194	5.3	883	74.0	371	42.0	183	20.7

4 特例転職選考

(1) 受験資格及び選考方法

(受験資格) 日本国籍を有し、平成20年3月末日現在、年齢満55歳未満で、「一般業務」の職務に従事する人又は、技能系職種に在職し、専ら事務の業務に従事していると任命権者が認める人。

(選考方法) 筆記考査(択一・作文) 勤務評定

(2) 実施状況(23区・特別区競馬組合の合計)

(単位:人、%)

			有資格者数	申込者数	申込率	受験者数	受験率	合格者数	合格率	
区分	職種	職務	A	B	B/A	C	C/B	d	d/C	
業務系	業務	一般業務	70	12	17.1	8	66.7	2	25.0	
技能系 (異種職務従事者)	技能	自動車運転	2	1	50.0	1	100.0	1	100.0	
		ボイラー技士	2	2	100.0	2	100.0	1	50.0	
		介護指導	87	44	50.6	38	86.4	28	73.7	
	技能	電話交換	10	6	60.0	6	100.0	4	66.7	
		警備	9	3	33.3	3	100.0	3	100.0	
		作業	31	11	35.5	10	90.9	7	70.0	
	技能	調理	8	7	87.5	7	100.0	5	71.4	
		用務	51	42	82.4	39	92.9	30	76.9	
		環境技能	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		作業	43	23	53.5	19	82.6	10	52.6	
	技能	家庭奉仕	15	10	66.7	6	60.0	3	50.0	
	技能系計			259	149	57.5	131	87.9	92	70.2
	合計			329	161	48.9	139	86.3	94	67.6

(注) 1 技能及び技能は有資格者なし

2 特別区競馬組合の「厩務」は、技能(作業)として集計

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成 19 年 10 月 16 日、23 区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行った。

その概要は次のとおりである。

1 本年のポイント

- (1) 職員給与と民間給与がほぼ均衡しているため、 類の初任給を除き、月例給与の改定を見送り〔公民較差は 38 円、0.01%〕
- (2) 期末手当・勤勉手当(ボーナス)の引上げ〔0.05 月分〕
- (3) 地域手当の支給割合を、現行から 1.5%引き上げ 14.5%とし、給料月額を同率程度引下げ〔初任給付近は引下げを緩和〕
- (4) 給与構造の改革
 - ・ 地域手当の支給割合の見直し、給与カーブのフラット化等
- (5) 職員の意欲と能力を高め、質の高い行政サービスの提供を図るための人事制度の整備
 - ・ 平成 19 年 1 月以降、新たな評価制度の運用が開始
 - 給与処遇への反映に加え、適材適所の任用管理、職員の主体的な能力開発と有機的連携を図り、機能の充実が必要
 - ・ 高度・複雑化する行政ニーズへの対応、人材供給構造の多様化に目を向け、採用チャネル拡大の検討
 - ・ 昇任選考制度について、昇任を職員の重要なキャリアアップの節目として捉え人材育成の観点から昇任への意識付け等を積極的に展開すべき
 - ・ 管理職選考の改正は、中堅職員への対応も必要、チャレンジしやすく、適切な能力実証が図れる仕組みについて引き続き検討
 - ・ 人材育成計画は総合的な人事・給与制度の重要な柱であり、さらなる充実に努めるべき

2 職員の給与に関する報告(意見)・勧告

(1) 本年の給与改定について

民間給与実態調査の内容(平成 19 年 4 月)

区 分	内 容
調査対象規模	企業規模 50 人以上で、かつ事業所規模 50 人以上の事業所
事業所数	特別区内の 940 民間事業所を实地調査(調査完了 724 事業所)

職員給与等実態調査の内容（平成 19 年 4 月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与	平均年齢
64,890 人	30,053 人	434,562 円	44.7 歳

公民比較の結果

	民間従業員	職員	差
月例給 平均給与	434,600 円	434,562 円	較差 38 円 (0.01%)
特別給 年間支給月数	4.52 月分	4.45 月分	0.07 月分

（注）職員、民間従業員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない。

(2) 改定の内容

地域手当の支給割合の改定に伴う配分の見直し

- ・ 地域手当の支給割合の段階的引上げに伴い、本年は、1.5%引き上げ 14.5%とし、給料月額を同率程度引下げ（初任給付近は引下げを緩和）

行政職給料表（一）の初任給

区分	給料月額	現行
類（大学卒程度）	181,200 円（+2,000 円）	179,200 円
類（高校卒程度）	143,000 円（据置き）	143,000 円

* 類は、地域手当算入後の水準で、民間と均衡

期末手当・勤勉手当

- ・ 民間における特別給の支給状況、人事院勧告や他の地方公共団体の動向を勘案し、年間の支給月数を 0.05 月分引上げ（現行 4.45 月分 4.5 月分）
- ・ 増加分は、勤勉手当に割り振る

（参考 1）改定による平均年間給与の増加額（行政職給料表（一）適用職員）

改定前	改定後	差
約 7,204 千円	約 7,226 千円	約 22 千円（0.3%）

（参考 2）モデルケースによる試算

ケース 1 係員（1 級 29 号給）、年齢 25 歳、
扶養手当：無し、住居手当：有り

給与月額			年間給与		
勧告前	勧告後	差	勧告前	勧告後	差
215,090 円	215,774 円	684 円	3,501 千円	3,523 千円	22 千円

ケース2 係長(4級61号給)、年齢40歳、
扶養手当：配偶者、子2人(教育加算無し) 住居手当：有り

給与月額			年間給与		
勧告前	勧告後	差	勧告前	勧告後	差
453,455 円	453,632 円	177 円	7,531 千円	7,558 千円	27 千円

ケース3 課長(6級69号給)、年齢45歳、
扶養手当：配偶者、子2人(教育加算無し) 住居手当：有り

給与月額			年間給与		
勧告前	勧告後	差	勧告前	勧告後	差
632,740 円	633,592 円	852 円	10,543 千円	10,583 千円	40 千円

ケース4 部長(8級57号給)、年齢50歳、
扶養手当：配偶者、子2人(内教育加算1人) 住居手当：有り

給与月額			年間給与		
勧告前	勧告後	差	勧告前	勧告後	差
748,808 円	749,872 円	1,064 円	12,591 千円	12,638 千円	47 千円

実施時期

- 改正条例の公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から実施

(3) 給与構造の改革

地域手当の支給割合

- 国等との制度上の均衡を図り、区民に理解されやすい給与制度とする趣旨等から、平成20年1月から14.5%とする。

給与カーブのフラット化

- 本年は、国や民間賃金の状況を踏まえ、類の初任給の引上げ等を行う。
- 今後とも、民間賃金の動向を考慮しながら、中高年齢層職員と若年層との世代間配分の是正に取り組む。

(4) その他

教育職員の給与制度

- 区費負担の小学校教育職員及び区が設置する中等教育学校の教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定することが適当

住居手当

- 特別区においても、国や他の地方公共団体の動向を踏まえ、検討が必要

3 人事制度、勤務環境の整備等に関する報告（意見）

(1) 職員の意欲と能力を高め、質の高い行政サービスの提供を図るための人事制度の整備

能力・業績及び職責に基づく人事管理の推進

- ・平成19年1月以降、新たな評価制度の運用が開始、評価結果は、給与処遇への反映が図られる。評価制度は、適材適所の任用管理や職員の主体的な能力開発と有機的な連携を図り、機能の充実が必要

人材供給構造の多様化に対応した有為な人材の確保と活用

- ・高度・複雑化する行政ニーズへの対応、職員構成の適正維持、組織活力向上のため、拡大した採用チャネルの活用が有効、さらに拡大の検討を推進。採用試験では意欲と能力の高い人材を確保
- ・仕事の魅力や公務のやりがい、特別区の先進的で特色ある施策の周知等アピール度の高いPR活動をさらに充実

組織を支える人材の育成と活用

- ・昇任選考制度について、昇任を職員の重要なキャリアアップの節目として捉え人材育成の観点から昇任への意識付け等を積極的に展開すべき
- ・管理職選考の改正は、中堅職員への対応も必要、チャレンジしやすく、適切な能力実証が図れる仕組みについて引き続き検討
- ・管理職に相応しい給与処遇や管理職の魅力アップへの取組みが必要

人材育成に関する取組み

- ・人材育成には、職層ごとに必要とされる役割、能力を示し、目標を明らかにすることが必要。人材育成計画は総合的な人事・給与制度の重要な柱となる計画であり、任命権者は、さらなる充実に努めるべき

(2) 職員が安心して職務に専念でき、質の高い行政サービスの提供を図るための勤務環境の整備

ライフスタイルの変化、ワーク・ライフ・バランス

- ・公務能率や組織業績の向上に寄与するワーク・ライフ・バランスの考え方を踏まえた取組みが必要

超過勤務の縮減等

- ・管理職員の勤務時間管理、上限時間数の設定等具体的な取組みが進行。大幅な改善に至らず、さらに計画的かつ効率的な業務管理と勤務時間管理が必要

心の健康(メンタルヘルスの推進)

- ・相談体制や産業医等とのネットワークの構築を進め、心の疾病の予防と円滑な職場復帰に努める必要

(3) 区民に信頼される職員としての意識改革の推進

公務員倫理

- ・特別区職員による不祥事は依然として絶えない。職員一人ひとりが公務員の自覚を新たにして職務に精励すべき。任命権者は意識啓発、研修等の充実に努めるべき

(4) 人事委員会の機能強化と変化への対応

人事委員会の果たしてきた役割

- ・ 本委員会は、23 特別区連合方式で設置。共通して準拠し得る人事行政の基準設定と各区の自主的人事運営の必要性に配慮。安定性と継続性を持ち、時代の変化にも的確に対応

機能強化への社会的要請、今後の展望

- ・ 本委員会は、効率的な運営を図りつつ、さらに機能強化と充実に努め、特別区の専門的な人事行政機関としての使命を果たしていく所存

勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 19 年度中における江戸川区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	19 年度 要求件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
1	0	0	1	

不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 19 年度中における江戸川区の不服申立ての状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	19 年度 申立て件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
3	0	0	3	

問い合わせ先
江戸川区役所総務部職員課人事係
電話：03-5662-1002